

岡山県知的障害者更生相談所 事務ハンドブック

令和8年4月

岡山県知的障害者更生相談所

知的障害者更生相談所

TEL: (086) 235-4316

FAX: (086) 235-4346

Mail: chisyou@pref.okayama.lg.jp

身体・療育手帳交付班

TEL: (086) 235-4065

FAX: (086) 235-4340

岡山県福祉相談センター
〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1

目 次

知的障害者更生相談所

第1章 知的障害	1
第2章 知的障害者更生相談所の役割と業務内容	2
第3章 療育手帳制度	
1 目的	4
2 交付対象者	4
3 判定等	4
4 療育手帳の申請方法	6
5 療育手帳交付事務の流れ	8
6 記載事項変更、再交付申請、返還等の取扱い	9
資料1 療育手帳に関する県要綱	14
資料2 転居に伴う療育手帳の取扱いの留意事項	
1 厚生省児童家庭局障害福祉課長通知	19
2 岡山県の取扱い	21
資料3 各種参考様式	
1 同意書	22
2 障害者総合支援法事務に係る意見依頼書	23

第1章 知的障害

1 はじめに

(法令用語は当時のまま)

知的障害に対する福祉は、昭和22年の児童福祉法の制定から始められた。知的障害児に対して保護、指導の措置がとられることとなったが、その対象は18歳未満の知的障害児に限られていた。

昭和25年には精神衛生法（現在、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改称）が制定され、知的障害者を含む精神障害者の医療措置がとられることとなったが、知的障害者は比較的医療になじみ難い面があるため、知的障害者の福祉対策が課題として提起され、昭和35年3月、精神薄弱者福祉法が制定された。

精神薄弱者福祉法は、数次にわたる改正を経た後、平成10年9月に「精神薄弱」という用語を「知的障害」に改めるにあたり、法律名も「知的障害者福祉法」に改められ平成11年4月施行となった。

平成12年6月の「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」の成立によって、措置制度から、利用者自身が福祉サービスを選択する支援費制度へ変更、知的障害者福祉に関する事務の市町村への委譲などが平成15年4月から行われた。

平成18年4月の障害者自立支援法施行によって、知的障害者福祉法に規定されていた居宅及び施設サービスは障害者自立支援法に位置づけられた（市町村の措置による場合を除く）。

障害者自立支援法は、平成24年6月に法律名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、平成25年4月から施行された。

2 知的障害の定義

知的障害者福祉法では、その対象となる知的障害についての定義はされていない。なお、厚生労働省が実施した「平成12年度知的障害児（者）基礎調査」では、知的障害とは、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもの」と定義されている。

3 知的障害者福祉法の目的

この法律は、障害者総合支援法と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。（知的障害者福祉法第1条）

4 更生援護の実施者

この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。（知的障害者福祉法第9条）

5 知的障害者福祉法の対象

知的障害者の援護は児童から成人まで一貫して行われるべきものであることから、この法律は、年齢を問わず社会通念上知的障害と考えられる者を対象としている。

なお、18歳未満の障害児については、児童福祉法第11条及び第12条に基づき、児童相談所が相談を受け、必要な判定、指導及び援助を行うこととされている。

第2章 知的障害者更生相談所の業務内容と役割

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法第12条により都道府県に設置が義務づけられている行政機関である。なお、政令指定都市については知的障害者福祉法に設置規定はないが、地方自治法施行令において設置できることになっている。

1 主な業務内容

岡山県知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法第11条に基づき、市町村が行う知的障害者への更生援護の実施にあたり、専門的知識及び技術を必要とする部分を支援するなど、具体的には次の業務を行っている。

(1) 知的障害者に関する専門的知識及び技術を必要とする相談及び指導

(2) 知的障害者に関する医学的、心理学的及び職能的判定

(3) 市町村が行う援護の実施に関し、市町村に対する専門的技術的援助及び助言、情報提供、市町村相互間の連絡調整、市町村職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務

(4) 療育手帳の判定及び交付

2 障害者総合支援法における役割

知的障害者更生相談所には知的障害に関する専門機関として、以下のような役割が定められている。

(1) 支給要否決定等に関すること

ア 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、知的障害者更生相談所の意見を聴くことができる。(第22条第2項)

イ 知的障害者更生相談所は、前項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該支給要否決定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。(第22条第3項)

(2) 市町村への指導・援助に関すること

市町村の求めに応じ、市町村が行う障害支援区分認定及び介護給付費等の支給要否決定等の業務に関し、知的障害者更生相談所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。(第26条第1項)

3 管轄

岡山県（岡山市を除く）には、県民局管轄区域単位で3つの事務所があり、それぞれの事務所の管轄区域等は下表のとおりである。

なお、原則的には更生援護の実施責任を有する市町村を管轄する事務所が業務を実施するが、療育手帳の判定の場合、ケースの実情（対象者の利便性等）に合わせ、各事務所が協力して実施し、事務処理は管轄事務所が行う。

○知的障害者更生相談所（本所：福祉相談センター障害者相談課）：備前県民局管内

管轄区域	玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町
相談日時	月～金曜日 8時30分～17時15分
所在地	〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1（きらめきプラザ内）
連絡先	TEL 086-235-4316 FAX 086-235-4346

○知的障害者更生相談所倉敷支所：備中県民局管内

管轄区域	倉敷市 総社市 早島町
相談日時	月～金曜日 8時30分～17時15分
所在地	〒710-0052 倉敷市美和 1-14-31（倉敷児童相談所に併設）
連絡先	TEL 086-421-0991 FAX 086-421-0990

（井笠相談室）

管轄区域	笠岡市 井原市 浅口市 里庄町 矢掛町
相談日時	月・火・木・金曜日 8時30分～17時15分
所在地	〒714-8502 笠岡市六番町 2-5（井笠地域事務所内）
連絡先	TEL 0865-69-1680 FAX 0865-63-5281

（高梁分室・新見相談室）

管轄区域	高梁市 新見市
相談日時	（高梁分室） 月・火曜日 8時30分～17時15分 （新見相談室） 木・金曜日 10時～16時
所在地	（高梁分室）〒716-8585 高梁市落合町近似 286-1（高梁地域事務所内） （新見相談室）〒718-8550 新見市高尾 2400（新見地域事務所内）
連絡先	TEL 0866-21-2833 FAX 0866-22-8098（高梁分室）

○知的障害者更生相談所津山支所：美作県民局管内

管轄区域	津山市 真庭市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 久米南町 美咲町 新庄村 西粟倉村
相談日時	月～金曜日 8時30分～17時15分
所在地	〒708-0004 津山市山北 288-1（津山児童相談所に併設）
連絡先	TEL 0868-23-5131 FAX 0868-23-5132

※来所による相談は、原則として予約制とする。

なお、18歳未満の児童（保護者）は管轄の児童相談所（244頁）に予約し相談する。

※療育手帳新規判定の場合、嘱託精神科医師による診察が必要である。

〈精神科医師診察日〉

- ・本 所：第1及び第3金曜日の午後
- ・倉敷支所：不定期
- ・津山支所：第3及び第4金曜日の午後

第3章 療育手帳制度

本県では、旧厚生省事務次官通知「療育手帳制度について」のほか、本県で作成している「岡山県療育手帳制度要綱」「岡山県療育手帳判定要領」などにより制度を運用している。

1 目的

療育手帳は、知的障害者（児）が一貫した支援や相談、各種の福祉サービスを受けやすくするためのものである。その交付は、都道府県（指定都市）ごとに行われる。

2 交付対象者

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害であると判定された者（以下「知的障害者」という。）に交付される。

岡山県では、発達期（おおむね 18 歳まで）に知的能力に遅れが生じ、かつ社会適応に支障が生じている場合を知的障害とし、療育手帳交付の対象としている。

3 判定等

療育手帳の判定には、身体障害者手帳のような全国統一の基準が定められていないため、都道府県（指定都市）ごとに基準を定めている。

岡山県では、知的能力に遅れがあっても社会適応上の支障がない場合、発達期を過ぎて、交通事故や脳血管障害等により知的能力の障害があらわれた場合、精神障害のため精神活動水準が下がり、知的障害があるように見える場合などは、知的障害と判定されない。

(1) 判定方法

知的障害の障害程度の判定は、知的能力と社会適応能力の程度を測定し、それらを総合して行う。

ア 知的能力の判定

知的能力の判定には、ビネー式個別知能検査を用いる。なお、知能検査の実施が困難な者については、発達検査の結果などを参考にして判定する。また、発達検査を用いても測定不能な場合は、「知的障害の程度別判定指標」を用いる。

程 度	知 能 指 数	
最重度	おおむね	20 以下
重 度	〃	21～35
中 度	〃	36～50
軽 度	〃	51～75

（ただし、知能指数には、測定誤差があるので留意すること。）

イ 社会適応能力の判定

社会適応能力指標に定める 5 領域〔日常生活面の介助、行動面の監護、保健面の看護、意志の疎通性、作業能力（参考項目）〕それぞれの適応度を、最重度、重度、中度、軽度の 4 段階で判定する。

ウ 総合判定

上記 ア（知的能力）及び イ（社会適応能力）の程度を総合して、知的障害の程度を最重度、重度、中度、軽度のいずれかと判定する。

ただし、知能指数が 50 以下で、身体障害者福祉法に基づく障害等級が 1～3 級（障害種別は問わない）に該当する者は、中度を重度、重度を最重度と判定する。

また、岡山県では 18 歳以上で療育手帳の交付を新規に希望する場合の判定には、発達期に知的障害があったと推測できる客観的な生育歴情報が必要であるとともに、

原則として囑託精神科医師の診察を必要としている。(平成 26 年 2 月 3 日付 知的障害者更生相談所障害者相談課長事務連絡)

(2) 障害程度の表示

最重度 及び 重 度・・・『A』
中 度 及び 軽 度・・・『B』と表示する。

(3) 再判定時期

各ケースに応じて決定されるが、原則として次のとおりと定めている。

6 歳未満 … 1 年後
12 歳未満 … 2 年後
18 歳未満 … 3 年後
18 歳以上 … 5 年後

※障害程度にほとんど変化がないと推測される 18 歳以上の者で、援護諸制度が変わった場合も専門家からの助言が得やすいと考えられる者については、次期判定年月を 10 年後や再判定不要とすることができる。(令和元年 6 月 27 日付 障第 379 号療育手帳判定要領の改正)

10 年後：手帳の障害程度が「B」と判定された者で知的障害者更生相談所において 2 回目以降の判定となる者

再判定不要：知的障害者更生相談所において手帳の障害程度が「A」と判定された者又は 50 歳以上の者

4 療育手帳の申請方法

(1) 交付対象者（岡山県療育手帳制度要綱（以下「要綱」という。）第3条）

岡山県知的障害者更生相談所は、岡山県の区域（岡山市を除く）内に居住地を有する者で、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害であると判定された者（18歳未満の知的障害児及び18歳以上の知的障害者）（以下、知的障害児も含めて「知的障害者」という。）に療育手帳（以下「手帳」という。）を交付する。なお、手帳は療育手帳発行システムで交付される。

(2) 交付申請者及び経由市町村

知的障害者又はその保護者が、知的障害者の居住地を管轄する市町村を経由して、管轄の知的障害者更生相談所に申請する。

<年齢による運用>

- ・知的障害者本人が18歳未満の場合（障害児の場合）は、障害児の保護者が自らの居住地を管轄する市町村を経由して申請する。
- ・知的障害者本人が18歳以上の場合（障害者の場合）は、原則として、障害者本人が自らの居住地を管轄する市町村を経由して申請する。

※ 療育手帳の交付申請をする場合は、事前に、判定機関において知的障害の程度の判定を受けるよう勧奨している。

・判定機関

知的障害者本人が18歳未満の場合（障害児の場合）－児童相談所

知的障害者本人が18歳以上の場合（障害者の場合）－知的障害者更生相談所

(3) 申請に要する書類等（新規申請の場合）

ア 療育手帳交付申請書（様式第2号）

イ 本人の写真（縦4cm×横3cm）1枚

- ・サイズ厳守（旅券・運転免許証申請用の規格のものは不可）
- ・上半身のもので、原則として申請日前1年以内に撮影されたもの。
- ・裏面に氏名と住所又は市町村名を記入する。
- ・氏名を記入した封筒に入れ、申請書にホッチキス又はクリップで止める。

ウ マイナンバー制度関係の本人確認書類（行政手続における特定個人を識別するための番号の利用に関する法律第16条関係）

療育手帳情報のマイナンバーによる情報連携が行われるため、申請者から個人番号の提供を受けるとき本人確認措置が必要である。

・番号確認書類

マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写し等のいずれか。

・身元確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、その他（官公署から発行された書類で写真、氏名、住所又は生年月日の表示があるもの等）のいずれか。

※他の都道府県（他道府県指定都市及び療育手帳制度を実施する中核市を含む。

以下「他県」という。）又は岡山市から県内市町村に転入して、新規申請する場合は、上記以外に追加書類が必要である。

(4) 各種申請書の記入留意点について

ア 氏名（ふりがな、漢字）欄

氏名は、住民基本台帳に登録された氏名・漢字を記入し、旧字体等を用いている

場合は、印字又はメモ書き等で表記する。特に画数が多い漢字や新字と旧字が一見して見分けがつきにくいなどの漢字は、大きめの文字で表記する。

イ 保護者欄

申請者本人が18歳未満の場合に必ず記入する。保護者とは、親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護する者をいう（要綱第4条第2項第3号で規定する保護者、児童福祉法第6条で規定する保護者）。

また、保護者の電話番号は手帳に表記される。なお、申請者が18歳以上の者でも、手帳に保護者の表記を希望する場合には記入する。

ウ 個人番号

- ・マイナンバー制度による申請者本人の個人番号を記入する。
- ・申請者本人が18歳未満の児童の場合は、申請者である保護者の個人番号でなく、児童の個人番号を記入する。
- ・申請者が個人番号を把握せず記入が困難な場合に、市町村が個人番号関係事務実施者として住民基本台帳を利用して個人番号を記載することは可能である。

エ 申請年月日欄

原則として、市町村の受付年月日＝申請年月日となる。

オ 市町村の受付印

申請書の右上に押印する。「市町村の受付年月日」と「判定日」のいずれか遅い日が手帳交付日となる。

(5) 施設入所者の申請（居住地特例の場合）

知的障害者の出身世帯の居住地を管轄する市町村を経由して申請する。知的障害者が県外施設に入所している場合は、原則として、自立支援給付又は措置を行っている市町村がある都道府県（指定都市）で、申請を受付し交付を行うこととする。（ただし、個別の事情を考慮して対応することもある。）

※上記の取扱いの根拠について

- 「療育手帳制度の実施について」（厚生省児童家庭局長通知 S48.9.27 抜粋）

第四 療育手帳の交付手続

「1（中略）他の都道府県内の施設に入所している者については、当該措置をとった都道府県知事（指定都市にあっては市長とする。）が交付するよう取り扱われたい。」

- 「介護給付等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」（厚生労働省通知最終改正 R7.3 抜粋）

第1のII 居住地特例

「施設等所在地の支給決定等事務及び費用負担が過大とならないよう、居住地原則の例外として、一定の施設等（※）の入所・入居者については、入所等する前に居住地を有していた市町村を支給決定等及び給付の実施主体とする。（居住地特例）」

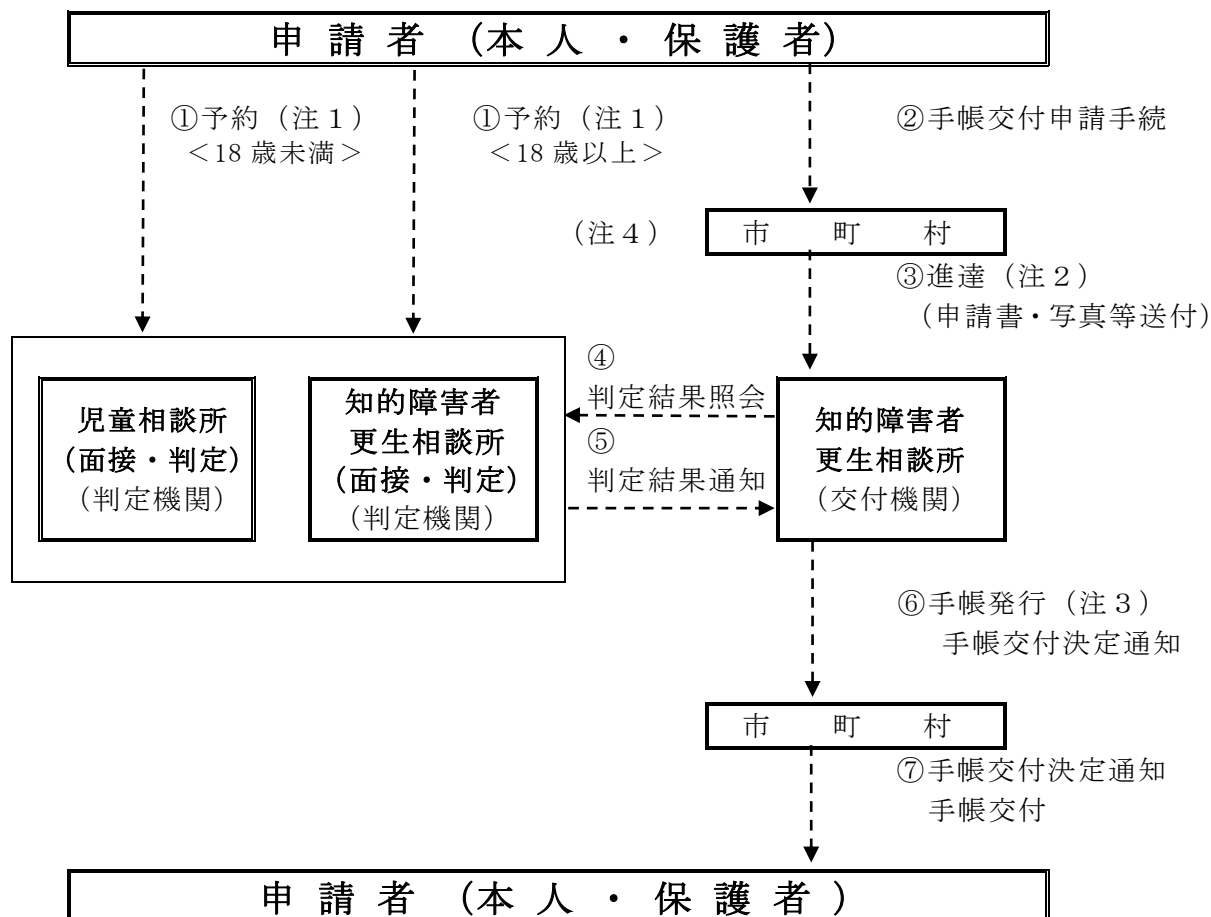
※特例対象施設等・・・救護施設、障害者支援施設、児童福祉施設、共同生活援助、介護保険施設、養護老人ホーム等
障害者総合支援法第19条 参照
知的障害者福祉法第9条 参照

- (6) 市町村から岡山県知的障害者更生相談所への進達
市町村は、上記(3)の内、「ア療育手帳交付申請書、イ写真1枚」を知更相に進達する。なお、(3)ウは受付窓口で申請者からの提示による確認なので、進達は不要。

5 療育手帳交付事務の流れ

判定から交付までのフロー図は以下のとおりである。

- (1) 新規申請の場合（要綱第5、6、7条）



(注1) 申請者は事前予約の上、判定機関で判定を受ける。

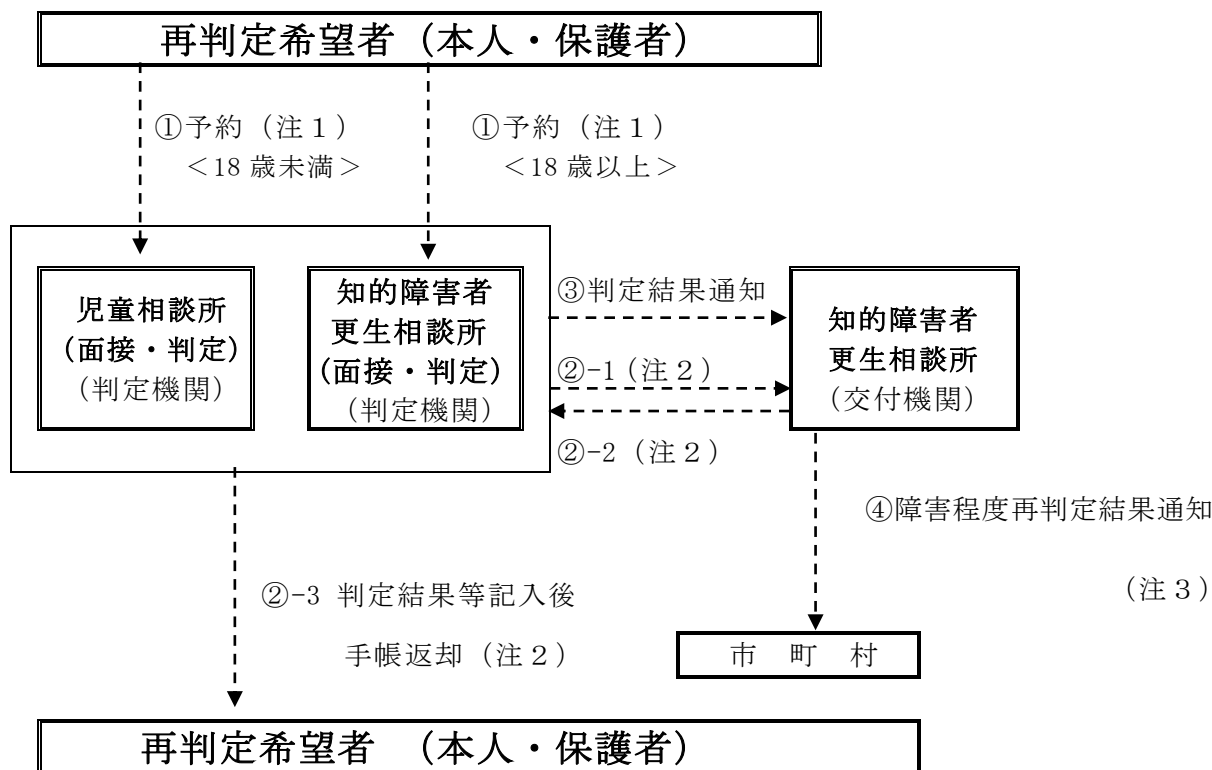
(注2) 市町村は、市町村を管轄する知的障害者更生相談所各支所に進達する。

(注3) 判定結果に基づき交付が適当と決定したときは、判定結果や再判定時期などシステム入力後、手帳を発行し、市町村あて交付通知（様式第3号）並びに交付決定通知書（様式第3-1号）及び手帳を送付する。

(注4) 18歳以上で手帳を新規に希望する場合は、発達期に知的障害があったと推測できる客観的な生育歴情報（通知表、成績証明書、元担任の証明等）が必要である。また、原則として嘱託精神科医師の診察を要する。

(2) 障害程度の再判定の場合（要綱第8条）

手帳交付後も、本人の障害程度を確認するために、児童相談所又は知的障害者更生相談所で再判定を行う。



(注1) 再判定希望者は事前予約の上、手帳（身体障害との合併障害のある者は身障手帳も）を持参し判定機関で判定を受ける。

(注2) 判定機関は、手帳に判定結果（A・B）及び再判定要の場合は次期判定年月（不要の場合は再判定不要）を記入し、またA⇔Bの変更があれば交付機関が1種2種の変更を記入して、判定機関が再判定希望者に手帳を返却する。判定結果が非該当の場合は、手帳に判定結果を記入せず、再判定希望者に手帳を返還するよう指導して手帳を返却する。（②-1, ②-2, ②-3）

(注3) 交付機関は、判定結果及び次期判定年月をシステム入力して、市町村に通知する（様式第5号）。

6 記載事項変更、再交付申請、返還等の取扱い（要綱第9条、第10条、第11条）

手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者（以下「手帳所持者等」という。）は、住所氏名等の変更届出、再交付申請、手帳の返還等が必要となった場合は、要綱第5条の市町村を経由して行う。なお、住所変更の場合は、転入先の居住地の市町村に届出する。

(注) 岡山県では、原則として、手帳の本人住所欄には「居住地」を記載することとしており、一定の施設等の入所・入居者については、「居住地特例の考え方」で記載している。なお、この条項では、居住地の意味で「住所」を統一して使用している。従って、居住地特例に該当する場合は、手帳に記載する住所は、住民票上の住所ではなく、居住地特例の居住地を記入する（「身体障害者・療育手帳の交付に係る「居住地」の取扱いについて（通知）」（平成18年6月30日付障第478号各市町村長宛岡山県保健福祉部長通知）参照）。

(1) 記載事項の変更届出（要綱第9条）

手帳所持者等は、次の場合は「療育手帳記載事項変更届（様式第6号）」により市町村経由で、知的障害者更生相談所（以下「知更相」という。）に届け出ること。なお、岡山市から転出し県内市町村に転入した住所変更の場合に限り、個人番号を記入する。

- ・手帳の交付を受けた知的障害者の氏名又は住所等の変更
- ・保護者の氏名・住所・電話番号の変更、保護者の変更等

ア 住所の変更届出について

(ア) 県内から転出し県外へ転入した場合

- ・手帳所持者等は、転入先市町村に届出すること。
都道府県等ごとに取扱いが異なる可能性があるため、転入先の市町村窓口で必要な手続きについて確認する必要がある。
- ・知更相（交付機関）は、県外の関係機関から、居住地変更の通知があった場合には、転出元の市町村にその旨通知する（参考様式参照）。なお、他県の新手帳が交付された場合、本県の手帳は他県で処分されるか、返却されれば知更相で処分する。

(イ) 県外から転出し県内へ転入した場合（資料3参照）

- ・他県で手帳を交付された者が県外から転出し、本県に転入した場合は、その手帳保持者等が本県に新規手帳交付申請を行い、本県が新手帳を交付する。なお、新手帳が交付されるまでの間は、他県で交付された手帳（以下「他県手帳」という。）の記載事項を変更して一時的に継続使用できる（要綱第9条第4項）。

◎新手帳交付申請手続き等

- 申請者は、転入先市町村に申請書類「療育手帳交付申請書（様式第2号）、写真、他県手帳、申出書（様式第8号）、記載事項変更届（様式第6号）」を提出する。
- 市町村は、この申請書類を受付し、他県手帳の住所欄に変更後住所を追記した後、他県手帳の写をとり、他県手帳原本を申請者に返却する。また、申請書類「療育手帳交付申請書（様式第2号）、写真、他県手帳写、申出書（様式第8号）、記載事項変更届（様式第6号）」を知更相（交付機関）に進達する。
- 知更相（交付機関）は、県の判定機関（児童相談所又は知更相）に申請書類「療育手帳交付申請書（様式第2号）、他県手帳写、申出書（様式第8号）」を送付し、判定を依頼する。
- 判定機関は、他県手帳の判定機関に対し、他県手帳に係る障害程度判定資料の提供を依頼（様式第9号）した上で、障害程度の判定を行う（要綱第9条第5項）。ただし、再判定時期をすでに経過していた場合や書類判定が困難な場合は、資料の提供を受けた後、改めて本県の判定機関で来所判定する。判定機関は、その判定結果を知更相（交付機関）に送付する。
- 知更相（交付機関）は、判定結果に基づき新手帳を作成し、市町村に送付する。
- 市町村は、申請者に新手帳を交付し、他県手帳を回収して、「返還届」により知更相（交付機関）に進達する（(3)返還届参照）。

(注) ・新手帳を交付した場合、新手帳に記載する次期判定年月が、他県手帳と異な

る場合がある。

- ・市町村は、転入者が本県の判定結果により手帳交付の対象外となった場合、本県は他県手帳を回収しないで、申請者に対して他県手帳を発行した県に返還するよう指導する。

(ウ) 県内市町村間で転入転出した場合

本県又は岡山市が交付した手帳は、本県内の転入先市町村において、記載事項（住所）を変更して、継続使用することができる。

a 県内市町村（岡山市除く）の間での転出入の場合

- ・転入者は、転入先の市町村に、届出書類「記載事項変更届（様式第6号）、手帳」を提出する。
- ・市町村は、この届出書類を受付し、手帳の住所欄に変更後住所を追記した後、手帳の写をとり、手帳原本を転入者に返却する。また、届出書類「記載事項変更届（様式第6号）、住所変更記入後の手帳写」を知更相に進達する。なお、知更相の処理は6(4)アのとおり。

b 県内市町村（岡山市以外）と岡山市の間での転出入の場合

(a) 岡山市から転出し県内市町村へ転入した場合

- ・転入者は、転入先の市町村に「記載事項変更届（様式第6号）」を提出することで、岡山市発行の手帳を継続使用できる。
- ・ただし、転入者が本県発行の手帳の交付を希望する場合には、上記「ア(イ) 県外から転出し県内へ転入した場合」の例と同様に処理を行う。転入者は、手帳の記載事項変更届に加えて本県に新規手帳交付申請を行い（要綱第9条第4項）、知更相が新手帳を交付する。

(b) 県内市町村から転出し岡山市へ転入した場合

- ・岡山市から、知更相に居住地変更通知があった場合には、知更相から転出元の市町村に対し、その旨通知する（6(4)イ、参考様式参照）。
- ・転入者は、居住地を管轄する福祉事務所において、手帳の記載事項の変更手続きを行うことで、本県発行の現手帳を継続使用できる。ただし、転入者が岡山市発行の手帳の交付を希望する場合は、転出者が岡山市に新規手帳交付を申請し、岡山市が新手帳を交付する。

イ 本人の氏名又は保護者の変更届出について

手帳所持者等から、本人の氏名又は保護者の氏名・住所並びに死亡に係る変更届出を受理したときは、手帳記載の変更箇所を二重線で消去し、その上に福祉事務所長印又は市町長印を押し、変更内容及びその変更年月日を記入した後、手帳原本を所持者等に返却するとともに、その変更後の手帳全面の写しを「療育手帳記載事項変更届」に添付して、知更相に進達する。

(2) 再交付申請（要綱第10条）

手帳所持者等は、次の場合は「療育手帳再交付申請書（様式第10号）」により、手帳の再交付を申請することができる。

- ・手帳を紛失、破損等したとき。
- ・記載欄に余白がなくなったとき。
- ・貼付された写真の紛失、写真が成長等により古くなり本人確認が困難となったとき。
- ・継続使用していた岡山市発行の手帳が紛失、破損、記載欄に余白がなくなったことなどにより、県発行の手帳に変更したいとき。

◎ 再交付申請手続

a 再交付申請

申請者は、再交付申請書類「療育手帳再交付申請書（様式第 10 号）、写真、現在所持している手帳（以下「旧手帳」という。ただし、紛失・破損により手帳の写しを添付できない場合は不要）、個人番号本人確認書類」を市町村へ提出する。

b 市町村の処理

- ・市町村は、手帳記載事項（住所、氏名、保護者等）の変更の有無を確認した上で、変更のある場合は、「記載事項変更届（様式第 6 号）」も併せて提出させる。なお、18 歳以上の申請者で、現手帳に保護者の記載があるが、申請書に保護者の記入がない場合に、新手帳には保護者の表記がなくなることを確認する。保護者表記を希望すれば申請書に記入させる。
 - ・市町村は、旧手帳に記載されている「次の判定年月」を確認の上、次期判定年月を経過している場合又は次期判定年月が概ね 1 か月以内に到来する場合には、申請者に対して「再判定の予約を判定機関（児童相談所又は知更相）にする」よう指導するが、この場合、手帳の再交付は再判定を受けた後になる（再交付日は再判定日となる（4）オ参照）。
 - ・市町村は、上記 2 点を確認した上、再交付申請書類「療育手帳再交付申請書、写真、旧手帳写（ただし、紛失・破損により旧手帳写を添付できない場合は、市町村の管理する台帳の写）」を知更相に進達する（個人番号本人確認書類は不要）。
- c 知更相は、新手帳を発行して市町村に通知する（様式第 3 号、第 3 - 1 号）。
- d 市町村は、新手帳交付と引き換えに旧手帳を返還させ、返還させた手帳は「返還届」により知更相に進達する。

(3) 返還届（要綱第 11 条）

手帳所持者等は、以下の場合は、手帳を添付して「療育手帳返還届（様式第 11 号）」を居住地を管轄する市町村へ提出する。

- ・再判定結果により交付対象に該当しなくなったとき。
- ・交付を受けた者が死亡したとき。
- ・その他手帳を必要としなくなったとき（再交付による返還等）。

◎ 返還手続

a 返還書類

- ・手帳所持者等は、旧手帳を添付して返還届を市町村へ提出する。なお、手帳紛失のために手帳原本を返還できない場合には、返還届の余白にその旨を追記する。
- ・非該当による返還の場合は、返還理由欄の「交付対象に該当しなくなった」を○で囲み、その理由を追記する。
- ・本人死亡による返還の場合は、保護者・親族等が返還届出者となり、返還理由欄の「死亡」を○で囲み、死亡年月日を記入する。
- ・再交付に伴う旧手帳又は新規手帳交付に伴う他県手帳若しくは岡山市発行手帳による返還の場合は、返還理由欄の「その他療育手帳を必要としなくなった」を○で囲み、横に「再交付（新規交付）による返還」と追記し、旧手帳等を添付して市町村に提出する。
- ・その他何らかの理由で手帳が不要となった場合は、返還理由欄の「その他療

育手帳を必要としなくなった」を○で囲み、その理由を追記する。

b 市町村の処理

市町村は、返還書類「療育手帳返還届（様式第 11 号）、旧手帳（他県手帳、岡山市発行手帳含む）」を知更相に進達する。

なお、「療育手帳返還届」が提出されず手帳のみ返還された場合は、返還理由と返還日を明記した進達書に、旧手帳を添付して知更相に送付する。

(4) 居住地変更に係る知更相の処理

ア 県内市町村間の異動又は他県・岡山市からの転入の場合（要綱第 9 条）

県内市町村間の異動又は他県若しくは岡山市から転出し県内市町村（岡山市を除く）への転入により、転入先市町村から「記載事項変更届（様式第 6 号）」が知更相に進達された場合には、知更相は、転出元の自治体（県内市町村、他県又は岡山市*）に対し、「療育手帳交付者居住地変更通知書（様式第 7 号）」を送付する。この場合、知更相から転出元自治体に対し、知的障害者指導台帳（要綱第 12 条第 4 項）の転入先市町村への送付依頼は行わないことに留意する（身障手帳交付者の転入に伴う更生指導台帳の取扱いとは異なる。）。

なお、各知更相同一管轄内における市町村間での住所変更の場合には、当該市町村間で直接情報交換することとしており、知更相から「療育手帳交付者居住地変更通知書（様式第 7 号）」を送付しないこととしている。

また、各知更相同一管轄外における市町村間の住所変更の場合は、転入先市町村から変更届を受けた知更相が、システムに住所変更の入力を行い（移管換）、電話又はメールで管轄外となった知更相担当にその旨連絡する。

* 岡山市へは管轄の福祉事務所ではなく障害者更生相談所に送付する。

イ 他県又は岡山市への転入の場合

県内市町村（岡山市を除く）から転出し、他県又は岡山市への転入により、他県又は岡山市*から転入した旨の通知が知更相にあった場合は、知更相は、転出元の市町村あてに、その通知の写しを添付して、「知的障害者居住地変更について」（参考様式）を送付する。

* 岡山市からは管轄の福祉事務所ではなく障害者更生相談所から送付される。

[資料1] 療育手帳に関する県要綱

岡山県療育手帳制度要綱

(目的)

第1条 この制度は、知的障害児及び知的障害者（以下「知的障害者」という。）に対して一貫した指導、相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受けやすくするため、知的障害者に手帳を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この制度は、県が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。

(交付対象者)

第3条 手帳は、県の区域（岡山市の区域を除く。以下同じ。）内に居住地を有する者で、児童相談所又は知的障害者更生相談所（以下「児童相談所等」という。）において知的障害と判定された者に対して、知的障害者更生相談所長（以下「所長」という。）が交付する。

(手帳の名称及び記載事項等)

第4条 手帳の名称は、「療育手帳」とする。

2 療育手帳の主な記載事項は、次のとおりとする。

一 知的障害者の氏名、生年月日、性別及び住所

二 障害の程度

障害の程度は、次のア又はイの基準により、重度とその他に区分し、重度は「A」、その他は「B」と表記するものとする。

ア 重度

(ア) 18才未満の者においては、平成24年8月20日障発0820第3号（「重度障害児支援加算費について」）の2対象となる措置児童等についての(1)又(2)に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のものとする。

(イ) 18才以上の者においては、昭和43年7月3日厚生省児発第422号児童家庭局長通知（「重度知的障害者収容棟の設備及び運営について」）の1の(1)に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のものとする。

イ その他

アに該当するもの以外の程度のものとする。

三 保護者（親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護する者をいう。以下同じ。）の氏名、本人との関係及び住所

四 相談、支援等の記録

3 療育手帳の様式は、様式第1号のとおりとする。

(療育手帳の交付申請)

第5条 療育手帳の交付申請は、知的障害者又はその保護者（第7条及び第9条において「申請者」という。）が、療育手帳交付申請書（様式第2号。次条及び第9条第4項において「申請書」という。）に個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載したうえで、写真を添えて、知的障害者の居住地を管轄する福祉事務所（福祉事務所を設置しない町村にあっては、当該町村とする。以下「経由機関」という。）を経由して所長に対して行うものとする。

（障害程度の判定）

- 第 6 条 所長は、判定する障害の程度が、18 才未満の知的障害者にかかるものであるときは、知的障害者の居住地を管轄する児童相談所長に判定結果を申請書に記入の上、回答するよう書面で依頼するものとする。
- 2 前項に規定する判定を行った児童相談所長は、その結果を申請書に記入し、書面で所長に回答するものとする。
 - 3 前項に規定する判定結果の送付にあたり、児童相談所等以外の機関において、特別児童扶養手当又は障害基礎年金の受給資格の認定を受けている者については、児童相談所等の長がその認定状況を参考にし、申請書に必要事項を記入できるものとする。

（療育手帳の交付等）

- 第 7 条 所長は、前条に規定する判定結果に基づき療育手帳の交付が適当であると決定したときは、療育手帳の（再）交付について（通知）（様式第 3 号）及び療育手帳（再）交付決定通知書（様式第 3-1 号）に療育手帳を添えて、療育手帳の交付が適当でないと決定したときは、療育手帳交付申請の却下について（様式第 4 号）及び療育手帳交付申請却下決定通知書（様式第 4-1 号）により、経由機関を経由して、それぞれ申請者に通知するものとする。
- 2 所長は、前項の規定により療育手帳を交付するにあたり、障害程度にかかる次期判定年月を定める場合には、前項に規定する通知中にその旨を表記するものとする。

（療育手帳交付後の障害程度の再判定）

- 第 8 条 療育手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者（以下「手帳所持者等」という。）は、療育手帳判定要領（昭和 59 年 2 月 23 日付け更第 2044 号岡山県民生労働部更生福祉課長通知）に定める次期判定年月にかかる障害程度の再判定を受けようとする場合には、知的障害者の居住地を管轄する児童相談所等の長に申し出るものとする。
- 2 児童相談所等の長は、前項に規定する再判定を行ったときは、療育手帳の判定の記録欄に必要事項を記入し、これを手帳所持者等に返付するとともに、再判定を受けた者の年齢が、18 才未満であるときは、児童相談所長は、判定結果を所長に通知するものとする。
 - 3 所長は、前項に規定する判定結果に基づき、障害程度の再判定結果を療育手帳再判定結果について（通知）（様式第 5 号）により経由機関に通知するものとする。

（記載事項の変更届出等）

- 第 9 条 手帳所持者等は、次の事項に変更があったときは、療育手帳記載事項変更届（様式第 6 号）に療育手帳を添えて、経由機関を経由して所長に届け出るものとする。
- 一 療育手帳の交付を受けた知的障害者の氏名又は住所
 - 二 保護者又は保護者の氏名若しくは住所
- 2 経由機関の長は、前項に規定する届出に基づき療育手帳の記載事項を変更し、これを返付するとともに、前項に規定する届出書を所長に進達するものとする。
 - 3 所長は、第 1 項に規定する届出が療育手帳の交付を受けた知的障害者の住所の変更に

係るものであるときは、次の各号に定める場合に応じて、療育手帳交付者居住地変更通知書（様式第7号）により、次の各号に定める者に通知するものとする。

- 一 他の都道府県（他道府県政令指定都市及び療育手帳制度を実施する中核市を含む。以下同じ。）又は岡山市の区域から転入した場合
旧住所地を管轄する都道府県知事（他道府県の政令指定都市及び療育手帳制度を実施する中核市にあつては市長とする。以下同じ。）又は岡山市長
 - 二 岡山市を除く県内市町村間で異動した場合
旧住所地を管轄する福祉事務所の長
- 4 所長は、第1項に規定する届出が前項第1号に該当する場合には、第1項に規定する届出に代えて、第5条に規定する申請書の提出を求め、同条及び第6条に準じて新たな療育手帳を交付するものとする。ただし、手帳所持者等が希望し、岡山市が交付した療育手帳を引き続き使用する場合にはこの限りではない。なお、新たな療育手帳を交付するまでの間は、現に所持している療育手帳の記載事項を変更したうえで、これを手帳所持者等に返付し使用させるものとする。
- 5 前項の規定により第5条に規定する申請があつた場合で、申請者から旧住所地を管轄する都道府県又は岡山市での障害程度の判定資料を活用して判定するよう申出書（様式第8号）の提出があつた場合には、児童相談所等の長は、該当の都道府県知事又は岡山市長に対して、転居に伴う療育手帳の交付にかかる判定資料の提供について（依頼）（様式第9号）により障害程度の判定資料の提供を依頼したうえで、障害程度の判定を行うものとする。
- 6 児童相談所長は、第4項及び前項の規定により行った障害程度の判定結果について、第6条第2項の規定に準じて所長に送付するものとする。

（療育手帳の再交付）

第10条 手帳所持者等は、療育手帳を紛失したとき、記載欄に余白がなくなつたとき、又はその他の理由で療育手帳の再交付が必要となつたときは、療育手帳再交付申請書（様式第10号）により、経由機関を経由して所長に申請するものとする。この場合において、再交付の申請は、一に掲げる事項を申請書に記載し、行うものとする。

ただし、療育手帳の記載欄に余白がなくなつたとき、又はその他の理由等に係る再交付の申請にあつては、一アに掲げる事項を申請書に記載し、当該療育手帳を添えて行うものとする。

また、療育手帳を紛失した場合に係る再交付の申請にあつては、二に掲げる書類を提示するときに限り、一アに掲げる事項を申請書に記載し行うものとする。

一 申請書に記載すべき事項

ア 当該申請に係る知的障害者の氏名、生年月日、住所又は保護者の氏名、生年月日、本人との続柄、住所

イ 当該申請に係る知的障害者の個人番号

二 当該申請に係る知的障害者の氏名及び生年月日又は住所（以下この号において「個人識別事項」という。）が記載された書類であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するもの

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）第1条第1項第1号に掲げる書類（療育手帳を除く。）

イ アに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに

類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請に係る知的障害者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして所長が適当と認めるもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第2条第3項第1号に掲げる書類（健康保険日雇特例被保険者手帳にあつては健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員証並びに私立学校教職員共済制度の加入者証にあつては被扶養者証を含む。）又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて所長が適当と認めるもののうち2以上の書類

- 2 所長は、前項の規定による申請に対する処理を第7条に準じて行うものとする。
- 3 療育手帳の交付を受けた者は、療育手帳の再交付を受けた後、紛失した手帳を発見したときは、速やかにこれを所長に返還しなければならない。

（療育手帳の返還）

第11条 手帳所持者等は、療育手帳の交付を受けた者が交付対象に該当しなくなったとき、死亡したとき又はその他療育手帳を必要としなくなったときは、これを療育手帳返還届（様式第11号）に添えて、経由機関を経由して所長に返還するものとする。

（療育手帳交付台帳の記載事項等）

第12条 所長は、療育手帳の交付を受けた者について次の事項を記載した療育手帳交付台帳を備えるものとする。

- 一 療育手帳交付番号及び療育手帳交付年月日
- 二 療育手帳の交付を受けた者の氏名、住所、生年月日及び性別
- 三 療育手帳の交付を受けた者の障害の程度
- 四 療育手帳の交付を受けた者の保護者の氏名
- 五 療育手帳再交付の年月日及び理由

- 2 所長は、療育手帳の交付を受けた者が他の都道府県又は岡山市の区域に住所を移したとき又は療育手帳の返還があつたときは、当該療育手帳に関する事項を療育手帳交付台帳の保管データとして管理するものとする。
- 3 児童相談所等の長は、療育手帳に関する必要な事項を児童記録票又は知的障害者相談記録票に記録するものとする。
- 4 福祉事務所の長は、療育手帳の交付に関する必要な事項を記載した台帳を備えるものとする。

附 則

この要綱は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱の規定により行われた取扱いについては、改正後の要綱の規定により行われたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に規定する様式による用紙のうち、この要綱適用の際、現に保有する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 3 月 26 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に規定する様式による用紙のうち、この要綱適用の際、現に保有する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に規定する様式による用紙のうち、この要綱適用の際、現に保有する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以降、当分の間、岡山市が交付した療育手帳を所持している者が県の区域に転入し引き続きその手帳を使用する場合には、当該転入者は、県の療育手帳制度要綱による療育手帳の交付を受けている者とみなす。
- 3 改正前の要綱に規定する様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に規定する様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

[資料 2] 転居に伴う療育手帳の取扱いの留意事項

1 厚生省児童家庭局障害福祉課長通知

児 障 第 4 2 号

平成 5 年 6 月 2 2 日

都道府県
各 民生主管部（局）長 殿
指定都市

厚生省児童家庭局障害福祉課長

転居に伴う療育手帳の取扱いの留意事項について

標記については、昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生省発児第 1 5 6 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」により通知され、その具体的取扱いについては昭和 4 8 年 9 月 2 7 日児発第 7 2 5 号厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」により通知されているところであるが、別添の総務庁行政監察局長のあっせん内容も踏まえ、今般、知的障害児（者）及びその保護者の負担の軽減と療育手帳の一層の利活用を図るため、下記により取り扱うこととしたので御了知の上、必要な事務手続きの見直しを行うとともに、関係機関に周知徹底を図り、円滑な実施を期されたい。

記

1. 転居の場合における療育手帳の継続使用の徹底について

昭和 4 8 年 9 月 2 7 日児発第 7 2 5 号厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」において、他の都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）の区域に住所を移した場合、同一都道府県内における住所変更の取扱いと同様に、新住所地の都道府県等において、手帳の記載事項の訂正により使用することを原則としている。

これは、知的障害児（者）又は保護者の精神的、物理的負担を避けること、及びできるだけ従来使用してきたものを使用することで、事業主体である都道府県等が変わった場合であっても、一貫性のある指導・相談等を行うことを可能にするとの趣旨からであるが、実際にはこの取扱いが徹底されておらず、一律に新規発行を行う例が多く見られる。

ついては、継続使用の趣旨を踏まえ、従前の手帳を支障なく使用できる場合は、その継続使用を行うものである旨を徹底されたいこと。

2. 転居の場合における療育手帳の新規発行について

新住所地の都道府県等における独自の援助措置の基準として、中度等の区分を設けており、旧住所地の療育手帳をそのまま使用することが困難で、やむを得ず新規に発行する場合には、障害をもつ本人等の負担の軽減、一貫した指導・相談等の観点から、次の措置を行うことで、運用の改善を図りたいこと。

(1) 知的障害児（者）又はその保護者が、旧住所地の児童相談所又は知的障害者更生相談所における判定資料の活用を申し出た場合には、可能な限り、新住所地の都道府県は、旧住所地の都道府県等の判定資料を活用し、原則として新たに面接を行うことなく療育手帳を交付すること。

判定資料の照会が行われた場合は、趣旨を踏まえ、プライバシーに十分留意して、判定資料の提供を行うこと。

なお、判定資料の活用にあたっての手続きについては、別紙様式を参考とし、書面により行うこと

(2) 新たに療育手帳を交付する場合にあつては、その交付までの間、交通機関の運賃割引等の利用に不便のないよう、経過的に旧住所地の療育手帳の使用を認め、新たな療育手帳の交付と引き替えに回収する等の配慮を行うこと。

(3) 旧住所地の療育手帳の記録欄に記された事項のうち必要なものは、コピー等を利用して新規の療育手帳に転記することにより、利用者の一貫した指導・相談等に支障を生じないように配慮すること。

2 岡山県の取扱い

他県又は他県指定都市から岡山県への転入者に対する療育手帳交付の取扱いについては、療育手帳交付申請により「新規」に療育手帳を発行するものとする。

ただし、平成5年6月22日付け、児障第42号厚生省児童家庭局障害福祉課長通知の「転居に伴う療育手帳の取扱いの留意事項について」の趣旨を踏まえて、以下のように対応するものとする。

(居住地特例に該当するケースを除く一般的な場合)

『事務処理の流れ』

本人・保護者

(1) 申請者は旧居住地で交付された手帳（以下「旧手帳」という。）を持参の上、新居住地の市町村へ新規手帳の交付申請について相談する。

○申請書類 ①療育手帳交付申請書（様式第2号）

②写真 ③申出書（様式第8号）

④療育手帳記載事項変更届（様式第6号）

市町村

(2) 市町村は、申請者に対して「児童相談所または知的障害者更生相談所に連絡し、判定を受けるように」と指導する。

(3) 市町村は、旧手帳に記載された住所を新住所に書き換え後、当該手帳の写し（⑤）をとり、手帳原本を申請者に返却する（新たな手帳が交付されるまでの間の便宜上の扱い）。(1)で受理した申請書類と上記⑤を知的障害者更生相談所（交付機関）に送付する。

知的障害者
更生相談所
(交付機関)

(4) 交付機関は、知的障害者本人が18歳未満の場合は児童相談所に上記書類（①③⑤）を送付する。

判定機関

(5) 判定機関は、旧住所地の判定機関に、様式第9号に上記③（様式第8号）の写しを添付し、障害程度判定資料の提供を依頼する。

知的障害者更生相談所
又は児童相談所

(6) 判定機関は、上記(5)で得られた資料をもとに、判定要領に基づき障害程度を書類判定する。ただし、書類判定が困難な場合は、知的障害者本人に判定機関に来所してもらい判定することがある。

(7) 判定機関は判定結果を交付機関に送付する。

知的障害者
更生相談所
(交付機関)

(8) 交付機関は、手帳を作成し市町村に送付する。

市町村

(9) 市町村は、申請者から旧手帳を回収し、新しい手帳を交付する。旧手帳は「返還届」に添付して交付機関に送付する。

(注) 岡山市からの転入の場合は、手帳記載事項変更届（様式第6号）により手帳を継続使用できる。ただし、岡山県発行の手帳交付を希望する場合は、県外からの転入の場合と同じ扱いとする。

[資料3] 各種参考様式

<参考様式1：同意書>

医療機関が知的障害者更生相談所での判定資料を求める際には、原則として本人及びその保護者の同意が必要である。

同 意 書

令和 年 月 日

岡山県知的障害者更生相談所長 殿

本人氏名

保護者氏名

(本人との続柄)

岡山県知的障害者更生相談所の判定資料が提供されることに同意します。

- 1 情報提供が必要な理由、目的
- 2 必要な情報
- 3 情報提供先
- 4 備考

<参考様式2：障害者総合支援法事務に係る意見依頼書>

市町村が障害者総合支援法の事務に関して身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所に意見を求める場合、本様式を使用する。

障害者総合支援法事務に係る意見依頼書

〇〇〇〇第 号
令和 年 月 日

岡山県身体障害者更生相談所長 殿
岡山県知的障害者更生相談所長 殿

〇 〇 〇市町村長

下記の者に対する意見書作成を依頼します。

記

身体障害者 知的障害者	氏名	男・女
	生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	歳
	住所	
手 帳	身体障害者手帳 交付 号 第 種 級	
	療 育 手 帳 交付 号 第 種 級	
判定依頼事項 及びその理由		
添 付 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分認定調査票写し ・医師意見書写し ・その他 () 	
備 考		

障害者総合支援法事務に係る意見書

〇〇〇〇第 号
令和 年 月 日

〇 〇 市 町 村 長 殿

岡山県身体障害者更生相談所長

岡山県知的障害者更生相談所長

年 月 日付 第 号で依頼のあった件については、以下のとおりです。

本人	氏名		性別		年 月 日生 歳
	住所				
総合判定意見	判定年月日	年 月 日			
医学的判定	一般的所見				(判定意見)
	精神医学的所見				
心理学的判定	知能検査	I Q ; (検査)			(判定意見)
	性格検査等の所見				
職能的判定	職適検査				(判定意見)
	訓練の可能性				
	適性				
社会的評価	本人家族				(社会的評価)
	社会参加等について				
支援への指針備考					